

## セーフティ通信

H30. 8. 7  
 (公社)北海道トラック協会  
 TEL (011) 511-9784  
 FAX (011) 521-5810

～一時停止は2度停止！車間距離は4秒間！～

ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

# トラック運送業界における点検整備推進運動の実施について

(当協会ホームページ参照)

標記については、平成30年7月13日付、国土交通省自動車局長より、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「全ト協」という。)宛に、「自動車点検整備推進運動の実施について」と題する通達により実施依頼があり、これを受けて、平成30年7月26日付(全ト協発第218号(環))で、全ト協会会長より「平成30年度トラック運送業界における点検整備推進運動の実施について」と題する通達が当協会会長宛にあり、また、北海道運輸局長より、「自動車の点検整備推進運動の実施について」と題する依頼通達が当協会会長宛にありました。

## 1 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がる事が多く、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。更に、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要があります。このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開します。

## 2 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成30年9月1日(土)から9月3日(日)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進強化月間」とし、更に、本年はこれに加え、地域事情に応じた独自に設定する1カ月間を北海道運輸局とも協議して決定した、既に入っている地区もありますが、1ヶ月間(旭川運輸支局は8月・北見運輸支局は7/18～8/17、その他の運輸支局は10月の1ヶ月間)を「地方独自強化月間」として、特に重点を置いて実施しますので協力宜しくお願いします。

## 3 重点実施項目

### (1) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施

#### 【重点点検項目】

| 点検箇所 |          | 点検時期 | 3ヶ月点検                 | 12ヶ月点検                |
|------|----------|------|-----------------------|-----------------------|
| 走行装置 | ホイール     |      | タイヤの状態                | 同左                    |
|      |          |      | ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み | ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 |
| 原動機  | 燃料装置     |      | 燃料漏れ                  | 同左                    |
| 電気装置 | 電気配線     |      | 接続部の緩み及び損傷            | 同左                    |
| 制動装置 | ホース及びパイプ |      | 漏れ、損傷及び取付状態           | 同左                    |

### (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施

エア・クリーナー・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等

### (3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用

確実な定期点検、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等

## 4 平成30年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について

前検査でユーザー車検を行う事業用自動車と自家用大型貨物車を対象に、直近の3ヶ月定期点検実施状況を点検整備記録簿で確認します。

## 5 平成30年度自動車点検整備推進運動における「大型自動車の重点点検の実施要領」について～重点点検項目

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況である。これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、大型自動車の重点点検を行う。

#### 【重点点検実施対象事業者】

トラック(重点点検項目のその点検結果は重点点検結果報告書により、各地方運輸支局に報告する。)～北ト協 HP 参照

公益社団法人全日本トラック協会・(公社)北海道トラック協会の会員であって、事業用貨物自動車を50両以上保有する事業者。

【実施期間】～平成30年9月1日(土)から平成30年11月30日(金)までの3ヶ月間